

(メール送付)  
事務連絡  
令和2年6月22日

指定障害福祉サービス事業所 設置法人代表者 様  
(生活介護、短期入所)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員  
基準等の臨時的な取扱いについて (第8報)」の適用について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせ  
します。

通知別添 I、II の取扱いを行う場合は、指定権者への事前連絡の上、利用者の同意  
を得る必要がありますので、ご注意ください。なお、指定権者への事前連絡のための  
参考様式を添付していますので、本県各地方局に連絡する際には、同様式に記載して  
いる内容をお知らせください。

**(参考) 愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」**

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>  
愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 >  
指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課障がい支援係 菊地  
TEL : 089-912-2424  
FAX : 089-931-8187